

社会福祉法人狭山市社会福祉協議会広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人狭山市社会福祉協議会（以下「本会」）において、地域福祉を推進する財源を確保するために、広報紙等を広告媒体として活用して市内事業所等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 この要領において「広告媒体」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本会が発行する広報紙
- (2) その他本会会長が認めるもの

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 個人又は団体の名刺広告又は意見広告
- (5) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (6) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (7) 良好な美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが不相当であると本会会長が認めるもの

2 次の各号に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業とされる業種及びこれに類する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業とされる業種
- (3) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- (4) ギャンブル（宝くじを除く）に関する業種
- (5) 投機的商品に関する業種
- (6) たばこに関する業種
- (7) 占い又は運勢相談に関する業種
- (8) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に規定する探偵業とされる業種及びこれに類する業種
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続を開始している事業者
- (12) 各種法令に違反している事業者
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (14) 狭山市の市税を滞納している事業者
- (15) 社会問題を起こしている業種や事業者

(16) その他、広告を掲載する業種又は業者として適当でないと本会会長が認めるもの
(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載条件、申込み手続き等は、別表のとおりとする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、広報紙及びホームページを利用し行うものとする。

2 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(様式第1号)により、申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第6条 会長は第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定し、広告掲載希望者に広告掲載決定通知書(様式第2号)を通知するものとする。

2 会長は、第4条の規定で定めた枠数を超えて広告掲載の申込みがあった場合は、公共性、地域性の高い広告を優先させるものとする。

(広告の提出)

第7条 広告主は、掲載する広告原稿を会長が指定する期日までに、本会に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容等の変更)

第8条 会長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告の取消)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを経ることなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき

(4) 広告主、広告の内容が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消されないとき

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと本会会長が判断したとき

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告の作成、デザイン、内容、その他広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、会長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(協議)

第11条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本会の判断に従うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告の取り扱いに関して必要な事項は、会長が別に定

める。

附 則

この要領は、平成17年1月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

(第4条関係)別表

広告媒体	広告媒体名称	狭山市社協だより ふれあい
	主な内容	社協事業及び地域福祉に関する情報提供
	発行回数	年4回
	発行日	4/10、7/10、10/10、1/10
	発行部数	56,900部
	紙面	A4版、モノクロ印刷
	配布先	市内全戸配布
広告規格	枠数	2～4枠
	広告の大きさ等	1枠 縦55mm×横85mm 原則データ形式：JPEG、GIFもしくはPDF
掲載条件	広告掲載料(税込)	賛助会員 1枠1回 15,000円 1枠年間 50,000円 非会員 1枠1回 20,000円 1枠年間 70,000円
	広告原稿の入稿方法	広告主において作成し、完全データで入稿
	入稿期限	発行日の1月前の10日まで
申込手続等	申込方法	広告掲載申込書(様式第1号)に必要事項を記載し、資料等を添付のうえ、下記の申込先へ提出してください。
	申込期日	掲載を希望される月の2月前の10日まで
	広告掲載料の納入	本会指定の金融機関へ広告原稿入稿期限までに全額納入してください。なお、振込手数料は広告主の負担になります。
その他	留意事項	広告内容及びデザインについては、修正をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
	お申込先・お問合せ先	社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会 〒350-1305 狭山市入間川2-4-13 狭山市社会福祉会館内 TEL 04-2954-0294 FAX 04-2954-4343 E-MAIL daihyou@sayama-shakyou.or.jp

狭山市社会福祉協議会広告掲載申込書

年 月 日

社会福祉法人狭山市社会福祉協議会会長

名称 _____
代表者 職・氏名 _____ 印
所在地 _____
電話番号 _____
FAX 番号 _____
E-MAIL _____
担当者氏名 _____

狭山市社会福祉協議会広告掲載要領第5条の規定により、次のとおり申し込みます。
なお、申込みにあたり、貴会広告掲載要領を遵守します。

掲載希望媒体・ 掲載希望時期	<input type="checkbox"/> 社協だより ふれあい（ 年 月 日号） <input type="checkbox"/> その他（ ）
掲載希望枠数	枠
広告の内容	
備考	